



## 避難所の皆様へ

福島県災害対策本部  
平成23年5月17日(火)(第10報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

### — 第10報の紙面 —

1	住宅に関する情報について【更新】	1	6	農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金)について【更新】	5
2	警戒区域への一時立入りについて	3	7	高校生の通学費支援について	6
3	盗難被害の確認について	3	8	原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について	7
4	医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について	4	9	市町村への連絡のお願い	7
5	医療関係のお知らせ【新規】	4	10	福島県職員等採用候補者試験の実施について【新規】	7
			◆	市町村問い合わせ先一覧(5月17日現在)	8

## 1 住宅に関する情報について

避難している皆様の住宅対策として、県内において「応急仮設住宅の供給」「民間住宅の借上げ」「公営住宅空家の提供」の3つを実施しています。

### (1) 福島県借上げ住宅の特例措置の一部変更について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置について、5月18日から、家賃限度額、対象となる世帯の要件等の基準を一部緩和して適用することといたします。

#### □特例措置の概要

- ① 平成23年3月11日以降、避難住民が自ら手続きして入居した県内の民間賃貸住宅で、市町村が一定の要件に合致することを審査し決定したもののについては、県との賃貸借契約に切り替え、借上げ住宅として取り扱うこととしております。
- ② 入居期間は、入居した日から原則1年間とし、最長2年間。

#### □対象世帯

避難前に県内に居住していた全ての世帯を対象といたします。

ただし以下の①、②の双方をみだす世帯を優先とします。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

## □住宅要件

- ① 原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの

ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く。）の場合は9万円

- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

## □県の借上げ住宅となる以前の費用の負担（遡及適用）

3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たっての費用（礼金、敷金、仲介手数料）及び家賃等月毎の費用（家賃、共益費、管理費）については、入居日にさかのぼって県が負担いたします。

## □適用日・申請等

適用日は5月18日となります。

既に入居されている方を対象とした切り替え事務手続は、6月1日以降、準備が整った市町村より開始いたします。

なお、入居日にさかのぼる県の負担方法については、後日お知らせしますので、契約書や家賃支払いに関する関係書類は保管しておいてください。

## （2）応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

5月17日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆ 富岡町	☎0120-336-466
◆ 相馬市	☎0244-37-2178
◆ 南相馬市	☎0244-23-7635
◆ 須賀川市	☎0248-75-1111
◆ 鏡石町	☎0248-62-2116
◆ 西郷村	☎0248-25-1117

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

### 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

024-521-7698、7867

【受付時間：8：30～20：00（毎日）】

## （3）旅館・ホテルへの一時受入れについて

二次避難所となる旅館・ホテルなどの宿泊施設への一時受入れを引き続き行っております。

なお詳細は、避難前に居住していた市町村に連絡してください。

### 〈災害復興住宅融資について〉

独立行政法人住宅金融支援機構では、地震などにより、被災された方へ被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の借入れの申込みを受け付けています。

また、同機構融資を返済中の方に対する返済金の払込みの猶予等についての相談も応じています。

#### 【お問い合わせ先】

独立行政法人住宅金融支援機構 ☎0120-086-353

【受付時間：9：00から17：00まで（毎日）】

## 2 警戒区域への一時立入りについて

県では、警戒区域に係る一時立入りについて、避難者の皆さまの申し込みを受け付けるコールセンターを開設しております。

一時立入りを希望する場合は、『警戒区域一時立入り受付センター』へ御連絡ください（6月12日（日）まで）。

◆ 0120-208-066（フリーダイヤル）

【受付時間：8：00から22：00まで（毎日）】

以下の主な項目について、事前に御確認いただいてから御連絡ください。

- ・ お名前
- ・ 立入り希望者のお名前
- ・ 連絡先（避難所、携帯電話の番号など）
- ・ 御自宅の住所
- ・ 避難所、避難場所の名称、住所

※ 一時立入りの日時については、別途市町村から御連絡する予定です。

## 3 盗難被害の確認について

県警察では、一時帰宅の際に盗難被害を確認した方の届け出等の負担を軽減するため、一時帰宅当日に警察官が被害者の方々に盗難被害の有無を確認させていただきます。

自宅を確認された際に盗難被害の有無を確認してください。

時間が限られていますので、「居間の金庫が荒らされ通帳が盗まれた。」程度の確認で結構です。

立ち入り後のスクリーニング場所の出口付近に警察官がおりますので、被害に遭われた方は、警察官に申し出てください。

後日、警察より被害届の届け出要領について連絡させていただきます。

なお、預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード等が被害に遭っている場合は、金融機関やカード会社等に連絡し、手続きをお願いします。

（県警察災害警備本部）

## 4 医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

以下の方については、6月末まで一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

○ 災害救助法が適用されている被災地域（福島県全域）の住民であり、次のいずれかの申し立てを行った方

- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内の対象となっている方、又は計画的避難区域・緊急時避難準備区域の対象となっている方

※ 保険証を紛失等により提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を医療機関へ口頭で申し出てください。罹災証明書等を提出する必要はありません。

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

※ 上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて加入されている医療保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。

7月1日からは、原則として医療機関に保険証と一部負担金等免除証明を提示していただくことが必要となります。詳しい手続き等は後日改めてお知らせします。（なお、原発事故により全域が避難等の対象となっている9町村については、住所で判断できることから、保険証があれば免除証明書は不要となる予定です。）

### 【お問い合わせ先】

〈国民健康保険〉 お住まいの市町村

〈高齢者医療制度〉 市町村又は福島県後期高齢者医療制度広域連合

☎024-528-9025

福島県国民健康保険課

☎024-521-7203

〈協会けんぽ〉 全国健康保険協会福島支部 ☎024-523-3916

これ以外の健康保険の方は、加入されている健康保険組合等か勤務先の事業所にお問い合わせください。

## 5 医療関係のお知らせ

### (1) 健康に関する情報

避難生活が2カ月以上となりましたが、体調はいかがですか？

慢性疾患（高血圧、糖尿病など）をお持ちの方は、定期的な検査を受けることはできていますか？また、ちょっとした感冒（かぜ）と思っても、長期間の避難生活で体力が低下していると、胸のX線検査も受けた方がよい場合もあります。

避難所での診療では、検査や長期のお薬の処方は困難です。避難先の近くに医療機関があるなど、通院が可能な方には、ご自身の健康管理のため、近くの医療機関の受診をお勧めしています。

その他、皆様の健康上のちょっとした心配ごとでも、保健師等が立ち寄った際に相談に応じますので、お気軽にお声かけください。

## (2) 予防接種について

震災のため、下記の予防接種を受けることが困難な方は、避難先の市町村においても、予防接種を受けることができますので、避難前にお住まい又は避難している市町村窓口にお問い合わせください。

### 定期の予防接種

対象疾病・ワクチン	対象者・接種時期
ジフテリア 破傷風	1期: 生後3月から生後90月(7歳6か月)に至るまでの間にある方 2期: 11歳以上13歳未満の方
百日せき	生後3月から生後90月(7歳6か月)に至るまでの間にある方
ポリオ	生後3ヵ月から生後90月(7歳6か月)に至るまでの間にある方
麻しん 風しん	1期: 満1歳の方 2期: 小学校入学前1年間の間にある方 3期: 中学校1年生(13歳)に相当する方 4期: 高校3年生(18歳)に相当する方
日本脳炎	1期: 生後6月から生後90月(7歳6か月)に至るまでの間にある方 2期: 9歳以上13歳未満の方
結核	生後6月に至るまでの間にある方

### 【お問い合わせ先】

福島県感染・看護室 ☎024-521-7881

(受付時間 平日 8:30~17:15)

## 6 農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）について

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による収入減少により、深刻な影響を受けている農業者等の緊急に必要なとする営農資金を融通します。

- 貸与限度額 個人300万円、法人・団体500万円
- 利子 1.2%以内（ただし、農協取扱いについては無利子）
- 償還期間 5年以内（うち据置1年以内）
- 償還方法 元金均等年賦又は一括償還とする。
- 取扱金融機関 県内各農協、(株)福島銀行本店及び各支店

### 【お問い合わせ先】

福島県金融共済室 ☎024-521-7346

## 7 高校生の通学費支援について

県では、サテライト校への通学や県内の他の地域に転学する生徒等の負担を軽減するため、下記のとおり通学バスの運行や経費の支援を行います。

### (1) 県内各地のサテライト高校に通学する生徒及び被災により県内の他の高校へ転学した生徒の支援

○生徒が公共交通機関などを利用して通学する場合、その経費を支援いたします。

○支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度といたします。

### (2) 相馬市内のサテライト高校に通学する生徒への支援

○支援対象

原町高校、相馬農業高校、小高商業高校及び小高工業高校の生徒

○支援内容

スクールバスの運行（原町高校 ⇄ 相馬高校、原町高校 ⇄ 相馬東高校）

### (3) その他の生徒への支援

#### ① 相馬高校、相馬東高校、新地高校、相馬養護学校の生徒への支援

○JR常磐線が運休しているため、原ノ町駅から相馬駅間でスクールバスを運行いたします。

○ただし、震災前に負担していたJRの運賃と同額の自己負担をしていただきます。

#### ② 湯本高校、磐城農業高校の生徒への支援

○震災により校舎を使用できなくなった湯本高校はいわき明星大学、磐城農業高校は勿来高校で授業を行います。当該施設に通学する生徒の負担が新たに発生する場合や負担額が増加する場合には、新たに発生した額又は増加する額について県が支援いたします。

○支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度といたします。

#### ③ それ以外の生徒への支援

○原発事故により県内で住居を変更し、今までと同じ県立高校へ通学するため、その経路や手段を変更して通学することになり、負担が増加する場合には、増加する額について県が支援いたします。

○支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度といたします。

### (4) 実施年月日

平成23年5月9日から適用します。なお、5月8日以前に要した経費については支援の対象にはなりません。

### 【お問い合わせ先】

福島県教育庁財務課 ☎024-521-7783

#### 〈参考〉あしなが育英会奨学金について

あしなが育英会では、東日本大地震・津波で親を失った0歳から大学院生までに「特別一時金」を支給します（返済不要）。

○対象者

東日本大地震・津波で保護者が死亡、行方不明または著しい後遺障害を負った家庭の子ども

○一時金の給付金額

未就学児：10万円      小中学生：20万円

高校生、進学準備生：30万円      大学・専門学校・大学院生：40万円

○申込期限

平成24年3月10日（平成23年度限定）

【お問い合わせ先】

あしなが育英会 ☎0120-77-8565、(03)3221-0888

ホームページ <http://www.ashinaga.org/>

## 8 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について

県は原子力損害の賠償について電話による相談を受け付けています。

◆ 窓口電話番号 ☎024-523-1501

○相談時間：8：30～21：00（毎日）

※毎週水曜日（祝日含む）の13時～17時は、弁護士による法律相談を行っております。

○相談内容

- ・ 原子力損害賠償制度の概要
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
- ・ 賠償に係る今後の手続き など

（参考）東京電力「補償相談センター（コールセンター）」

☎0120-926-404（9：00～21：00）

（被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。）

## 9 市町村への連絡のお願い

被災し避難されている皆様に、避難の前にお住まいになっていた市町村へ、現在の所在地、連絡先などをお知らせいただくようお願いいたします。

なお、双葉郡にお住まいになっていた皆様は、

『福島県被災者情報集約・双葉郡支援センター』へ、至急、連絡をお願いします。

☆ 特に、浪江町民の方で、まだ連絡されていない方は、至急、連絡をお願いします。

◆ 0120-006-865（フリーダイヤル）

【受付時間：8：00から22：00まで（毎日）】

※ 県内外の避難所や親戚・知人・公営・民間の住宅に避難されている方からの連絡をお待ちしております。また、避難されているお知り合いをご存じの方にも双葉郡支援センターに連絡くださるようお願いいたします。

## 10 福島県職員等採用候補者試験の実施について

平成23年度の福島県職員及び福島県警察官採用候補者試験を行います。

○現在申込受付中の試験（県職員は5月27日、警察官は6月10日まで受付）

福島県職員（大学卒程度・民間企業等職務経験者）採用候補者試験

福島県警察官（警察官A）採用候補者試験

【お問い合わせ先】

福島県人事委員会事務局採用給与課 ☎024-521-7590

# 市町村問い合わせ先一覧

(5月17日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		埴町	0247-43-2111
	浪江町 ※	0243-46-4731~4739		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村	0244-42-1611【平日昼間のみ】 0244-42-1626【24時間対応】		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
県北管内	福島市	024-535-1111	会津管内	磐梯町	0242-74-1211
	二本松市	0243-23-1111		猪苗代町	0242-62-2111
	伊達市	024-575-1111		会津坂下町	0242-84-1503
	本宮市	0243-33-1111		湯川村	0241-27-8800
	桑折町	024-582-2111		柳津町	0241-42-2112
	国見町	024-585-2111		三島町	0241-48-5511
	川俣町	024-566-2111		金山町	0241-54-5111
	大玉村	0243-48-3131		昭和村	0241-57-2111
県中管内	郡山市	024-924-7111	南会津管内	会津美里町	0242-55-1122
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)	
			浪江町	二本松市役所東和支所内 (二本松市針道字蔵下22) ※23日から県男女共生センター(21・22日閉庁)	
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)		